

第2回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

平成26年3月24日（月）午前10時から午前12時

2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

3 出席者

委員21名中16名

（出席委員）

伊藤聡委員、伊東世光委員、伊藤富士子委員、神谷常憲委員、神田久美子委員、久保田玲奈委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、柴田寿子委員、鈴木小百合委員、津浦純子委員、中尾賢一委員、沼田治義委員、野田正文委員、村井篤委員、望月彰委員

（事務局）

少子化対策監ほか

4 議事等

（後藤会長）

議事（1）の「少子化に関する県民意識調査について」事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

まずは、今回の県民意識調査の取りまとめに当たりまして、委員の皆様方から様々な御意見をいただくなどご協力をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。調査結果につきましては、本日、この会議でご報告させていただきますとともに、県政記者クラブへの資料配布という形で記者発表しております。記者クラブへの配布資料は、資料1の概要と資料2の調査報告書です。

それでは、資料1を御覧ください。

この調査は、「あいち はぐみんプラン」の次期計画の基礎資料とするため、平成25年10月から11月にかけて愛知県内に居住する20歳から49歳までの男女3,000人を対象として実施しております。有効回答数は1,387で有効回収率は46.2%となっております。

調査の結果のポイントについては、資料3を御覧ください。

1の結婚ですが、「結婚の意思がある」との回答は87.6%となっており、前回調査の87.2%と比較して大きな変化は見られません。独身にとどまる理由として、「結婚したい相手にめぐり合わない」

が、前回同様、最も多く、次いで「経済的な余裕がないから」となっています。

2の出産・子育てですが、安心して子を産み育てることができる社会のための施策、これは新規調査項目ですが、「安定した雇用など生活基盤の確保」「子育てにかかる経済的負担の軽減」と経済面での支援希望が多くなっています。

次の二つ目の○、安心して妊娠・出産ができる環境を整備する施策として、女性が希望するものは、「妊娠中の健康診断の無料化」が最も多く、次いで「不妊治療の助成の拡充」となっており、不妊治療の助成の拡充の割合は前回よりも増加しています。

理想の子どもの数の平均は、前回の2.57人から2.48人へ、予定子ども数の平均は前回の2.17人から2.07人へと、前を下回っています。理想と予定子ども数の差は、前回0.40人、今回0.41人となっており、ほとんど変化がありません。理想より予定子ども数が少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっていますが、前回よりもその割合は減っています。

次に、子育ての負担な点として、「子育てに出費がかさむから」が最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てないから」となっており、その割合は減少していますが、依然として経済的な理由が高くなっています。

結婚支援施策、これは新規調査項目ですが、「安定した雇用の提供」が58.3%で最も多くなっています。

育児支援策では「児童手当等の経済的支援の充実」が46.4%と、前回同様、最も多くなっているものの、前回の63.4%から減少しています。一方「多様な保育サービスの充実」「育児休業をとりやすい職場環境の整備」が増加している状況にあります。

利用したい制度は、前回調査で2番目でありました「病児・病後児保育」が今回最も多くなっており、前回17.1%から17.4%となっています。次いで、今回新規の選択肢ですが、放課後子ども教室が2番目、その次に放課後児童クラブで、学童期の放課後の制度が増加している傾向が見られます。

子どもを通じた近所づきあいを聞いていますが、「子どもを通じて関わっている人はいない」が前回5.2%から7.5%へと僅かながら増えています。

右側に移ります。3の「子育てとワークライフバランス」ですが、「女性自身が子育てをしながら働く上での問題点」としているものは、「仕事と育児の両立が体力的・時間的に厳しいこと」が、前回同様、最も多くなっています。

子育てする人が働きやすい原因、これは新規調査項目ですが、「日常的に労働時間が長い」が男女とも最も多くなっています。また、男女間で回答に差が大きい項目があり、「日常的に労働時間が長い」は男性の方が多くなっています。「子の看病等のとき職場で柔軟な対応ができない」「職場でキャリア形成している例が少ない」の項目は女性の方が多くなっています。

子育ての関わりですが、不十分だと感じている親は、男性が39.4%から34.4%へ、女性は13.1%から8.9%へ、前回と比べ減少しています。

次の、平日男性が子どもと過ごす時間ですが、「0～3時間」は前回の59.8%から75.2%へ、「12～24時間」は1.2%から0.8%へ、ここには記載がありませんが、「3～6時間」は27.4%から15.3%へと変化しており、短時間の区分へシフトしています。

一方、休日は「12～24時間」24.9%から35.5%へ、ここには記載がありませんが、「9～12時間」は10.8%から16.4%へ、と変化しており、長時間の区分へシフトしています。

男性の子育ての関わりが不十分な理由を聞いていますが、男女ともに「仕事が忙しすぎるため」が最も多く、次いで「趣味や自分の個人的な楽しみを大切にするため」「子育ては女性がすべきと考えているため」となっていますが、その割合は、「仕事が忙しすぎるため」は男性の方が割合が高く、「趣味や自分の個人的な楽しみを大切にするため」「子育ては女性がすべきと考えているため」は女性の方が割合が高く、その差が大きくなっています。

子どもの生まれてからの時間の使い方ですが、表の「働き方」のところの中央辺り「男性自身の時間の使い方」と、そこから右へ二つ目の「女性自身の時間の使い方」を比較すると、「変わらない」は男性では77.1%、女性では15.7%、「仕事を辞めた」は男性では0.4%、女性では39.2%となっており、夫婦の意識に差が出ています。

同様に、同じ表の「自分の時間の過ごし方」のところ「男性自身の時間の使い方」とその右隣の「妻から見た夫の時間の使い方」を比較すると、「これまでと変わらない」が夫自身の回答は26.0%、妻から見た夫の同数値は46.5%、「友人との付き合い、趣味の活動を減らした」が夫自身の回答は40.8%、妻から見た夫の同数値は17.1%となっており、夫婦の意識に差が出ています。

最後に、ワークライフバランスの状況と仕事への意欲については、設問間でのクロス集計を行っています。ワークライフバランスがとれていると思っている人は、仕事への意欲も高くなっているという相関関係がうかがえます。結果の主なポイントは以上です。

今回、県民意識調査のとりまとめに当たり、委員の皆様からいただきました御意見につきましては、資料の最後にあります、参考資料2でとりまとめております。今後、みなさまのご意見を参考にしながら、骨子を作成していきたいと思っております。

(後藤会長)

調査票を作る段階、分析の段階でみなさんの御意見をお聞きしておりました。今日の説明を聞いて、さらにお気づきの点などございましたら挙手で発言をお願いします。

(伊藤聡委員)

今回の調査は3,000、実際回答数は1,500というサンプル数でした。私としては、実際の子育て世代のクロス集計がほしいと思ったのですが、サンプル数が少ない中でクロス集計をすると意味がなくなってしまう。もう少し調査の数を増やすなり、ポイントを絞るなりしないと。こういうクロスがほしいなと思ったのですが、サンプル数が少ない中でクロス集計をすると対象がほとんどなくなってしまう。もし、同じような調査を今後されるようなことがあれば、その点についてご配慮いただきたいと思います。

(後藤会長)

調査に対する御助言でした。規模の大きい調査にするなり、対象などを絞った方が今子育て期の方の課題を取り出すのによいのではないかという御意見でした。また今後の調査の参考にしていただければということでもよろしく申し上げます。

特に質問がないようですので、また他の議事でも出てくる話かもしれませんが、次に進み、議事(2)の「愛知県子ども・子育て支援事業支援計画」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4をご覧ください。

資料4の「1 計画策定の流れ」ですが、子ども・子育て支援事業(支援)計画は、国が策定した基本指針に基づきまして、市町村及び県が5年を1期とする計画を策定することになっています。

県計画の策定は、市町村計画を集計したものが基本で、今後必要な広域調整を行っていくことになっています。また、市町村計画の策定に当たっては、住民の方の潜在ニーズも含めた量の見込み、現在ニーズ調査を市町村で実施、調査をもとにした量の見込みの算出のための作業を行っているところですが、まずこれを把握して、5年間かけてどのように確保していくのか、それを定めるのが計画の中身です。

今后来年度の早い時期に、国から公定価格の骨格の提示がなされ、施設の意向調査が実施されます。それをふまえて、各市町村は5年間の具体的な確保方策のとりまとめを行い、県は市町村と調整しながら、来年9月までに、量の見込みと確保方策をとりまとめていきます。

資料の下に、市町村の動き、県の動き、国の動きを記載しています。本来であれば、昨年末くらいに市町村はニーズ調査を終え、単純集計を県に報告、県で計画の骨子案を作成し今回の会議に提示する予定でした。しかし、国の各種基準のとりまとめが少し遅れておりまして、量の見込みの算出の手引書が1か月強遅れております。また、市町村でもニーズ調査が少し遅れているところもありまして、量の見込みを算出する作業を行っているところです。県としては、来月くらいに市町村の量の見込みの算出状況を把握して、国に暫定数値を報告していきたいと考えています。少しスケジュールが遅れていることについて御了承いただきたいと思っております。

なお、市町村のニーズ調査は、実施していない自治体も1つあります。また、子ども・子育て会議は、来年度に初めて開催するという市町村もあります。

右側の2、県計画に記載する事項です。(1) 必須記載事項、(2) 任意記載事項については、前回の会議で項目を提示しました。本日は特に(1)の1と2について考え方をお示しし、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思っております。

(1) 必須記載事項の「3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」では認定こども園の目標設置数、設置時期の関係、「4 従事者の確保及び資質の向上」では人材の確保の方法、研修について、「5 専門的な知識及び技術を要する支援」では児童虐待防止、社会的養護、母子家庭・父子家庭の自立支援などについて、計画の中に記載していきます。(2) 任意記載事項については、基本理念、広域調整、情報の公表、職業生活と家庭生活の両立、その他について記載していきます。

まず（１）の「２ 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期」について、別紙２に基づいてイメージを説明します。

教育・保育施設、これは認定こども園・幼稚園・保育所のことです、また、地域型保育事業、これは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のことです、県の支援事業支援計画では、この教育・保育施設、地域型保育事業について、県が定めた区域ごとに平成 27 年度から 31 年度までの量の見込みと確保方策を記載します。

計画のイメージですが、表の横が年度です。縦の①が量の見込み、これはニーズ調査に基づいて市町村が把握した量を積み重ねたものです。②は確保方策。いつどのように確保、提供していくかというものです。②－①は、充足しているかどうか。これらの数値を 1 号、2 号、3 号に分けて記載していきます。1 号は教育標準時間認定、わかりやすくいうと、幼稚園に通っているお子さんです。2 号・3 号は保育が必要なお子さんで、2 号は 3～5 歳、3 号が 0, 1, 2 歳。それぞれの区分ごとに量の見込みを挙げます。認定こども園、幼稚園、保育所、そして新制度の確認を受けない幼稚園、地域型保育事業、認可外保育施設、これは一定の基準に基づいて運営費支援を行っている施設を言いますが、これらの施設でどれだけの定員を設けていくかを確保方策で記載します。

その見込みと確保方策の差が一番下です。たとえば、2 号認定のお子さんについては必要量が 300 人、確保方策が 250 人で、まだ 50 人不足している、これを 29 年度までに過不足なく確保していく。こういった 5 年間の計画を市町村が作り、市町村計画を原則として積み上げていくのが県の計画になります。なお、市町村は、これ以外に地域子ども・子育て支援事業、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育、病児保育などの事業についても量の見込みに対する確保策を考えていくこととなります。県は、施設型保育と地域型保育事業について、記載していきます。

これを各区域ごとに作っていくこととなります。区域については別紙 1 をご覧ください。

市町村計画における区域は、量の見込み、確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域、たとえば小学校区、中学校区、行政区等を想定しています。名古屋市においては 16 区＋支所で設定することを考えているとのことです。

県計画における区域は、市町村が定める区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を考えています。区域は地域の実情に応じて設定し、認定区分（1～3 号認定）ごとに設定することも可能です。

右側のイメージ図を見ていただきたいのですが、イメージ 1 は、1 号、2 号、3 号を区分せずに設定した場合を示しています。それぞれの区域で、①は○市と△市、②は□市と◎町といったようなイメージです。イメージ 2 は、区分ごとの設定、幼稚園については区域を広めにとり、保育は少し狭めにとるといったようなイメージを記載しています。

この区域がなぜ必要かという、認可をする時の基準となるためです。需要と供給のバランスがその区域の中でどうなっているかを踏まえて、幼稚園、保育所、認定こども園の認可を行います。

それを踏まえて、2 の論点ですが、区域をどのように設定するか、特に幼稚園については市町村

をまたいだ利用となっていることが多いため、1号認定の区域をどう設定するかの問題があります。

案として、考えられるパターンを5つ、載せています。

まず、パターン1、市町村計画で定める区域設定と同じ区域で設定する。長所としては、市町村計画と一致するため、地域の実情に合った区域設定とすることが可能なことがあります。課題として、市を越えた広域の視点が必要な幼稚園の認可になじまない。認可を考えるには単位が小さすぎないだろうかということがあります。続いて、パターン2、市町村をひとつの単位として設定する。

これは、従来市町村単位で考えてきた保育所の認可の考え方になじみますが、課題としては、広域の視点が必要な幼稚園の認可になじむかという点があります。パターン3、複数の市町村にまたがった何らかの区域に分けて設定する。広域の視点が必要な幼稚園の認可になじむと思っておりますが、課題としては、市町村間の調整が必要となること、実態に即した区域設定となるか、検討が必要になると思われます。パターン4、市町村が分断されるわけではないものの、いくつかの市をまとめてひとつの区域とする。たとえば、現在の地域保健医療計画のように区域設定をしていくというものです。課題として、従来市町村単位で考えてきた保育所の認可の考え方になじむだろうか、実態に即した区域設定となるだろうか、という検討が必要になってきます。最後のパターン5。これは愛知県をひとつの区域として設定するものです。市を越えた広域の視点が必要な幼稚園の認可になじむと書きましたが、その点についてはまたあとで御意見を頂戴していきませんが、一番大きな課題としまして、需給調整が県全域となることで、本当に必要な地域があるにもかかわらず、一方の地域で十分供給が満たされている場合、必要な地域で認可をすることが難しいということが挙げられます。

なお、参考として、現在の幼稚園・保育所認可の際の考え方について右欄に示しています。幼稚園は、新設する幼稚園の半径4キロ以内、名古屋市については2キロ以内を一つの範囲として捉え、そこに設置されている公私立幼稚園、保育所の定員、実員の状況を判断基準の一つとしています。保育所は、市町村単位で認可の範囲を考えています。

(後藤会長)

支援計画の必須事項、区域の設定や教育保育の量の見込みのイメージを説明いただきました。みなさん御関心あるところとは思いますが、いかがでしょうか。

(伊藤富士子委員)

自分が預ける側になった場合、自分が住んでいる所と職場と、どちらか近い方に保育園を選ぶシチュエーションが多いと思います。そうすると、パターンの5がいいのではないかと。私は自分が預けるときにいくつか区内のところを紹介されたのですが、結局選んだのは職場に近い自分の区以外の区の保育園であり、自由契約児だったことがありました。区域は、できるだけ大きいくくりで設定していただいて、どちらでも選べるとしていただけたらと思います。

(事務局)

認可の話と利用する際の区域、認可をする際は需給バランスを考えていかなければなりません、実際の利用は確認制度になります。確認制度と認可は少し考え方が違うので、その部分については

確認制度のところ、具体的には市町村の部分になるのですが、今回は認可の部分について、切り離して議論していきたいと、その点だけご説明させていただきました。

(後藤会長)

預ける側から見ると、確認の部分が気になる部分ですが、そちらの方はまた別途議論されていく部分ということですね。他に御意見などありましたら、いかがでしょうか。

(望月委員)

区域設定というのは、現在の幼稚園、保育所の入所範囲などのシステムが全く変わってしまうということ、認定こども園を始めとしてドラスティックに変わってくるという認識ですが。

(事務局)

私立幼稚園の認可と保育所の認可の考え方が今は違います。私学振興室もドラスティックな変更になるという認識を持っています。変更にあたっては、関係の団体の方の意見を、会議やそれ以外の機会でもご意見を頂戴しながら、区域のことなどについて検討していきたいと考えています。

(伊藤聡委員)

区域をどれにするかという前提として、現在、幼稚園に1号認定だけではなく2号認定の子どもも通っている。国の子ども・子育て会議では、「保育短時間」は48～64時間、市町村が定めた時間としている。一方、各市町村の現在の保育所の基準は、週3日以上、月に何日、何時間以上というのが多い。

預かり保育もやっているのでも、幼稚園には2号認定の子どもが、実感として15～20%来ている。その子どもたちをニーズ調査で把握できるのか、厚労省の分析方法で把握できるようになっているのか、というのがひとつ問題だと思います。

もうひとつは、市町を越えて幼稚園には通っているので、各市町だけではできない部分があるだろう。広域調整をする県の役割が出てくるだろうと思います。また、犬山市は岐阜県との関係もあり、可児市の幼稚園からも来ている、そういったところも広域調整いただかないと、実態に合わないのではと考えている。昨日田原市に行ってきたが、田原には幼稚園がない。保育所しかなく、逆に1号認定の子どもを私的契約で受け入れている、そういう子どもの受入れも県が各市町を指導して、市町村間で調整していけるか、県にはその部分をお願いしていきたい。

(事務局)

まず、ニーズ調査の設問の中で預かり保育の設問があるかということですが、預かり保育は、設問の中で想定されていまして、量の見込みを算出する部分に当たります。また、国から示された量の見込みの手引きに基づき、各事業について潜在的なニーズに基づいた量の見込みを算出することになりますが、量の見込みを分析する一つの要素として考えられています。

市町村では、ニーズ調査を行い、実際に国の手引きのとおり数値を組み込んで、量を算出しています。国の手引きに基づいて、数値を入力し、算出すると、この数字でいいのだろうかと思うよう

な、実態と数字と見比べて量の見込みがどうなのだろう、と思う数値が出ているところもあるようです。そういった数字は、市町村の子ども・子育て会議の中で積算も示しながら議論していきなさい、ということになっており、市町村で今分析を進めているところです。今後、ニーズ調査の分析については市町村と連携を取りながら、確認しながら、作業を進めていきたいと思っています。

また、広域調整の話は、計画では、市町村同士がお互いに手を結びながら調整、数字を書き込んでいくような形になります。広域利用の実態の話と計画策定上の話は少し世界が違うかもしれませんが、どういう形で調整するかは、今日の御意見をふまえて、具体的な検討を進めたいと思います。

(榑原委員)

ファザーリングジャパン、榑原です。お父さんを支援することで子育て支援をする団体で活動しています。私たちの会員は、ちょうど子育て世代の20代から40代で、各地の子ども・子育て会議でも多くの会員が委員として参画しています。父親として、当事者の視点でお話ししたいと思います。

区域割については、一長一短あって全部を満たすのは難しいとは思いますが、当事者としてのニーズとしてあるのは、共働きである、小さい子どもがいる、そういった保育園に預けるような家庭では、15分トライアングルと我々は呼んでいるが、自分の住んでいる所、職場、保育園が15分のトライアングルの中にある、これがいいよね、とっています。子どもが熱を出しました、電話がかかってくる、すぐ行かなくちゃとなりますが、1時間もかかるような職場だと難しい。だから15分以内の場所がいい。

ではどうするか、ということですが、自分たちの住む場所を選ぶというのが、一番。職場と保育園は選べない。でも住む場所は選べる。郊外に家を買ってしまうとなかなか動けないと思うし、親御さんと住む、2世帯で住むということもこの地域では多いと思いますが、たとえば、若い世代、夫婦で住むということであれば、職場に近く、保育園も充実していて、子育てにやさしい地域に住所を移すことも価値があることなのだろうなと思います。

考え方の一つとして、全てのニーズを満たすことを考えるのではなく、この市町はこういう特徴がある、こういう制度を整えているとか、県とかその自治体が何に価値を置いてやっているか、打ち出してもらおうと逆に我々も選べる、現状のニーズにすべて答えようとするのは難しく大変だと思うので、そういった考え方もあるのではないかとということをお伝えしたかった。

(後藤会長)

15分トライアングルということで、ワークライフバランスの面で、共働きする場合に保育所と職場がある地域に住所を移すというような、そういう考え方もある。そういう考え方に合ったサービスの提供、住まいと職場という観点も大切だということですね。

(伊東委員)

区域のことについて教えていただきたいのですが。市町村計画では、今量の見込みを調べています。そのことと、認可権者、市町村区域と県計画の区域の運用の違いを教えてください。

(事務局)

市町村は、市町村が決定した区域の中で、量の見込みとして需給バランスが取れているかをみていきます。県の区域はその上にあります。保育所の認可、幼保連携型認定こども園の認可については、政令市と中核市にやっていただくので、県計画としては記載していくのですが、政令市と中核市の事務はそこで完結します。それ以外の市町村については、保育所、幼保連携型認定こども園の認可は、県が認可権者になりますので、その認可を考える上での県の区域ということになります。

(伊藤聡委員)

幼保連携型認定こども園ができたときに、幼稚園は一部幼稚園のまま残る、保育所はかなりの部分が保育所のまま残ります。とするならば、幼稚園は4キロ半以内、保育園は市町村で、また幼稚園については私学審議会の審査を経て認可をするということになります。

そうした場合に、全部幼保連携型認定こども園にならないとすると、1号は幼稚園のような4キロ範囲で、2号、3号は市町村、そういう形でやらないと整合性がとれないことになってしまう。ただ1号の子どもが保育所に通っている、2号、3号の子どもが幼稚園に通っている、そうした問題については解決して、その上で、この形しかないのではないかと。一体化しようとしてもこうなってしまうというのが現実はないかと思います。

(事務局)

私学振興室と調整し、確定した話ではないので、参考程度に聞いていただきたいのですが、幼稚園の既存の制度のまま残る部分（確認を受けない部分）について、別紙2でお示したように「確認を受けない幼稚園」という欄を作るのか、まだ決まっておられません。

課題認識については持っていますので、その部分は今後検討を進めていきたいと思っています。

もう一点、認定こども園になるか、そのまま幼稚園として残るかなどについては、現在国の方で議論をしている公定価格によって変わってくると思います。公定価格が出てくるのが4月～6月頃ですので、その頃に国で意向調査を行っていく予定です。まだ実際の調査の内容もわかっていませんが、また内容が分かりましたら、随時情報提供をしていきたい、また御意見をいただければと思います。

(望月委員)

今後5年間の目標量を算定していく時に、他の自治体に移り住んでいき、人口の見込みが変わってくることもあると思いますが、そのあたりの考え方はあるのでしょうか。

(事務局)

量の見込みのベースとなる数字として、まず児童の推計数を算出します。通常、推計数を算出するにあたっては、国勢調査や住民基本台帳をベースに、過去の推移を追いかける形で将来を予測していくということが行われています。ですが、先ほどの話でも出たような、魅力があるからと移り住んでいくということが起きるならば、推計するのは難しいのではないかと。大きな団地ができるな

ど想定されることがあれば、過去の推移とは違いますので、違うやり方で反映するように、市町村に説明はしていますが、魅力ある都市に移り住むことをどう見込むかはなかなか難しいのではないかと感じます。数値の見込み方をどうするかは、今のお話を頭に置きながら、今後の作業で反映できるようにであれば反映していきたいと思います。

(伊藤富士子委員)

とすると、ニーズ量の算定の基礎は児童数ということでしょうか。勤務地の情報というのは全く入らないのか、なかなか簡単に引っ越しはできないと思うので、保育園の場合は勤務地も考えていただいた方がよろしいのではと思いますが。

(事務局)

計画を策定した後に状況が変化して、量の見込みで見込んでいた数値では足りなくなったり、その逆となることもあると思いますが、そういった場合に計画を見直すことも予定されていますので、その段階で新たな要素を組み込んでいくのではないかと思います。

(神谷委員)

区域設定を考えていく中で、新たに認可することが中心となるのだらうと思いますが、既存の保育所などで定員が 200 人の保育所は大きすぎるといったような、地域設定を考え直すような考え、小規模化して地域に分散させて、より近い保育所に行ける、県として市町村にそれを推し進めていくような考えはないのでしょうか。

(事務局)

区域設定を考えていくひとつの要素になりうると思います。とはいえ、保育所の設置は社会福祉法人も含めて場所や設備の投資も必要となってきます。

市町村が設定する区域とは、自宅からどの範囲であれば子どもたちを預けることができるかという区域ですので、市町村が区域を設定し、市町村と法人とが調整をしていく中では出てくる話だとは思いますが、県としては今のところはそこまでは想定していません。

ただ、学童保育のように子どもが自分で歩いていく場所と、保育所のように親が連れて行く場所とはまた少し異なる部分もあるので、そのあたりもふまえつつ、ご意見を参考にしていきたいと思っています。

(神谷委員)

そういったことを視野に入れて計画を考えてほしいと市町村の後押しができるかなと思ったものですから。

(後藤会長)

色々な論点を出していただきましたが、区域の設定は、県にとっては、需要と供給のバランスから、認定をしていく際の基準作りにつながってくる部分、市町村にとっては、市町村内部の供給の

在り方について考え直していただく機会につながっていく部分になるのだろうと思います。今回この会議で出ている話は、県の区域設定の部分、認可をしていく際の区域の設定ということですね。

発言されていない方で、区域の設定がこういう形がよいのではないか、別紙1のイメージ1とイメージ2のどちらがより課題が少ないかについてはどうのご意見でしょうか。共通する認定とするか、区分ごとに別々とするか。1号はひとつ、2・3号でひとつといったような。全ての課題をクリアするのは難しいと思うので、より課題が改善できる方を選んでいくことになると思います。

(伊東委員)

そもそも新制度の始まりは、保護者の状況にかかわらず子どもが同じ環境で過ごせるということだったと思うので、それでいくと当然パターン1になるかなと。やっぱり幼稚園の広域イメージはかなり強いイメージであるので、分けていく必然性があるのかなとも思います。

(後藤会長)

新たなイメージにあわせるためには、イメージ1のようにひとつにしていく、実態や従来の考え方からすれば、2の方がうまく収まりそうな気がするし、などと、県もきっと迷っているとは思いますが、これからの公定価格の話によって提供側がどういう動きを示されるのかという部分もあると思いますし、我々もなかなか判断しづらい部分ではありますね。

(事務局)

市町村もこれから区域を設定する作業に入っていきますが、県が区域を設定するに当たっては、それも勘案して区域を設定する必要があると思っています。当課でも他県の状況などを聞きながら、どういう風にしていったらいいのかなというのを悩んでいるところです。委員のみなさまから、意見をお聞かせいただき、参考としていきたいと思っています。

(望月委員)

児童福祉法の理念を振り返ると、戦前の救済保護的な要保護児童対策から、全ての児童の健全育成を目指した。現実にはそれを実現しているのが児童館です。保育所も、当初は全ての子どもの保育をすることが想定されていた。ただし、現実的には、市町村長が保育に欠けると認められた乳児・幼児について保育することになっていますが、もともとは、地域の児童すべてを対象としていた。

いま議論しているのは、3歳から5歳で保育の必要があるかないかとか、細かな議論、いっそう限定する方向に行っているのではないかと思う。愛知県の考え方として、これからどういう方向で子育て支援をしていくのか。幼稚園と保育園の関係や、認定こども園の新設、保育の必要性があるかないかとか、そういう議論をしていると思うのですが、基本的に愛知県はどういう方向性として示そうとしているのか、これについてちゃんと議論をして各自治体に示していく必要があるのではないのでしょうか。現実的には待機児童が現在いるとか、予算がないなど当面の問題はあるとは思いますが、県としての基本理念のようなものを示していく必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

愛知県として細かい議論をしているわけではないので、個人的な思いも入ってきますが、国が言っている親の事情で子どもの教育が変わってはいけません。これはそのとおりだと思います。

私にも子どもがおりますが、子どもを育てるあいだ、親が仕事しているかしていないかで子どもの教育が違うという発想は全く持ったことがありませんでした。

親の事情で幼稚園に行っていたのに保育園に入り直さなくてはならなくなる、子どもは友達と離れ、「お母さんが働いているからだ」と子どもに言われ、親もつらい気持ちを感じてしまう。だから、幼稚園であっても保育園であっても、どのような状況であっても、親の状況にかかわらず入れる場所があるというのは第一番だと思っています。

もうひとつは、今までは、行政が預け先を決めていました。預かれないから待っていてください、ということで発生した問題が待機児童問題です。しかし、ニーズ調査をしたということは、これからは親の選択を言える時代にしていこうという流れだと感じます。私は幼稚園に預けたい、私は保育園に預けて働きたい、というのを叶えたい。

では、県としてはどうするかといえば、国と同様に、需要があれば供給していくのが行政の役割だと思っています。需要も、それぞれの保護者やお子さん自身が選ぶことができる選択肢を用意することで、それが子どものためにもなり親のためにもなると思っています。働き続けたいという女性が増えている中では、預ける場所が最大の支援になります。

現実問題として、男性が働き、女性が働かない家庭ばかりではない。愛知県も産業県なので、みなさんに安心して働いてもらえる、愛知県に行けば安心して子育てができる、働き続けられる、そういう県を目指していきたいと思っている。

(後藤会長)

従来はどちらかというと行政は客観的なニーズに答える施策を行っていました。しかし今回は、親の主観的ニーズ、要望も汲み取るような調査を行ったと思いますね。そういうニーズに答える形で選択肢を増やしていく、それは必ずしも行政だけがやるのではなくて、民間の方々の力を借り、創意工夫を生かしながら提供していく、それは、供給計画として支援計画で作っていく、そういうご説明だったかと思います。

区域設定は今日出てきた話でなかなか難しいですし、県も国の公定価格が出てこないと伝えられない部分があるということなので、今日はこのくらいでよろしかったでしょうか。また4月、5月くらいで新しい方向性が示されてくると判断できるようになってくるのではないかと思います。

(伊藤聡委員)

先ほどのお話では、男女ともに働き続けることを大前提としているように感じられたが、私どものところに来ているご父兄さんですと、子どもは3歳から5歳まで自分の手で育てたいという希望があります。そういう方のことも考えていただきたいということで、あえて一言、申し上げました。

(事務局)

保育所の担当をしているので、働いている人に近い発言となったかもしれませんが、今回の新制

度は全ての子ども、全ての親を対象としています。私どもの計画、はぐみんプランも、ライフステージごとに、働いている、働いていないを問わず、全ての人を対象としています。

(後藤会長)

それでは議事(3)の「あいち はぐみんプランの次期計画」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料5をご覧ください。まず1の基本的な考え方のところです。

「はぐみんプラン」は、子育て期だけでなく就職・結婚を含むライフステージに応じた計画となっています。次期「はぐみんプラン」についても、構成は同様にしていきたいと考えています。

子ども・子育て支援事業支援計画と「はぐみんプラン」との関係については、第1回目の会議の時には、「はぐみんプラン」の中に子ども・子育て支援事業支援計画の内容が包括されること、計画期間も平成26年度から5年間と支援事業計画の計画期間と同じであることから、一体的に策定するとの方向性をお示ししました。しかし、資料4の別紙2で見ていただいたように、子ども・子育て支援事業支援計画は、各年度ごとにどれだけの量が必要か、どれだけの目標数値にもっていくのかということ具体的に記述するものとなっています。「はぐみんプラン」よりかなり詳細な記述が必要となります。そこで、「はぐみんプラン」と支援計画との関係について整理し、案の1と案の2の形で記載しています。

まず、案の1は、支援計画を「はぐみんプラン」に位置づけ、具体的目標数値等は「はぐみんプラン」の別表という形でつけていく案です。案の2は、個別計画に位置づける案です。支援計画の基本的な考え方や施策の方向など「はぐみんプラン」の他の項目と同じくらいのもは「はぐみんプラン」に、具体的な目標数値などの部分を「はぐみんプラン」の個別プランとして位置づけるものです。現在、どちらの案がいいかということを検討している段階です。

先ほど支援計画の見直しの話が望月委員からありました。数値を見直していくときに、施策の方向や考え方を見直す必要があるのではないかと、それを考えると案の2の方がよいのではないかと現時点では考えています。またご意見を頂きたいと思います。

また、今回の支援計画の必須記載項目は、「はぐみんプラン」の体系図の中の基本施策の9、12、15、16、17、18の部分です。

先ほど新制度が全ての子どもを対象としているとお話ししたかと思いますが、県の支援計画の中にはありませんが、市町村の計画の項目には、地域子育て支援拠点事業、親御さんが子どもを育てる上で相談したいとか、子ども同士を交流させたい、親同士でも交流したいなどの事業は、基本施策の8「自宅で子どもを育てている家庭への支援」にあたるような事業ですが、そういったものは新制度の中には入ってきます。市町村の計画も含めると、いわゆる子育て期にあたる部分は全て「はぐみんプラン」の該当部分に包括されるということになります。

右側をご覧ください。

1回目の会議でお示したスケジュールでは、12月くらいまでに市町村の需要見込調査の単純集

計が行われ、市町村のヒアリングをして、3月の第2回の子ども・子育て会議のときに骨子案をお示しするということでしたが、少し遅れています。5月の会議を一回増やし、来年度は3回の予定を4回開催したいと考えています。5月頃に計画の骨子案を示していきたいと思っています。

また、5月に条例改正案の提示等とあります。次の議事で、国の子ども・子育て会議の進行状況について説明したいと思いますが、国の子ども・子育て会議では、幼保連携型認定こども園の基準がある程度固まっているので、それを踏まえて、県の認定こども園の条例を改定していく必要があります。また、それ以外にもいくつか条例等改正が必要な部分について提示をし、6月や9月議会で条例の一部改正をしていきたいと考えています。5月の会議でご意見をいただきたいと思っています。

(後藤会長)

「はぐみんプラン」について、当初は一体化して策定と考えていましたが、性格が違う部分をどう考えながら作っていくかについて、案の1と案の2があるということでした。県としては案の2の方を今は考えているということだったかと思います。また、スケジュールについて、会議が予定よりも間隔が短く開催、5月、6月、8月、1月と開催される予定だということの説明いただきました。何かご質問やご意見があれば、いかがでしょうか。

(事務局)

1点誤字がありまして、2つ目の○の3行目、平成26年度とありますが、平成27年度の誤りです。

また、右側のスケジュールについて、前回のスケジュールは第6回の会議が3月の予定となっていました。今回はもう少し前の1月もしくは2月で開催したいと考えております。

(後藤会長)

支援計画をどう組み合わせるかを考えていただきながら進めていただければということですね。ご意見など特にないようですので、次の議題に進めていきたいと思っています。「4 報告」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料6を御覧ください。

国の子ども・子育て会議は、平成25年4月に設置され、直近の会議開催日である3月12日現在で、子ども・子育て会議の親会議が12回、基準検討部会が16回開催されています。この会議で審議される大きな項目は、表の左側の「審議項目」欄に記載しましたように、「基本指針」「保育の必要性の認定」「確認制度」、次のページになりますが、「幼保連携型認定こども園、及び、地域型保育事業の認可基準」さらに次のページの「地域子ども・子育て支援事業」「公定価格・利用者負担」になります。

「基本指針」については、子ども・子育て支援の意義を始め、地方自治体の事業計画の作成指針

や制度に関する基本的事項が示されており、平成 25 年 7 月 26 日の第 5 回会議で概ねの（案）が了承され、これに基づき、現在、都道府県及び市町村において、ニーズ調査や量の見込みの把握など、事業計画の作成に向けた準備が進められているところです。

「保育の必要性の認定」から「地域子ども・子育て支援事業」については、平成 25 年 12 月 26 日あるいは平成 26 年 1 月 15 日で（案）がとりまとめられ、一部内容については、公定価格の議論と併せて検討されておりますが、概ねとりまとめがなされている状況であり、このとりまとめの内容を受け、国において、今年度末の政省令等の制定に向け、作業が進められているところです。この政省令を受け、都道府県・市町村では、各種基準にかかる条例制定を行うこととなります。

現在、子ども・子育て会議は、「公定価格・利用者負担」の審議に移っており、平成 26 年度の早い段階、現段階では 5 月頃が想定されていますが、そこでの公定価格の仮単価の提示に向け、公定価格の骨格のとりまとめが行われているところです。公定価格の仮単価の提示後、事業者に対する施設意向調査が実施され、市町村において、量の見込みを踏まえた具体的な確保方策、いわゆる供給体制を検討していくこととなります。

それぞれの審議項目については、主なものをご説明させていただきます。

「保育の必要性の認定基準」の中央、審議済みの欄を御覧ください。

一つ目の○になりますが、新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。保育の必要性の認定に係る事由については、下線で示した内容が新制度で変わる部分となります。また、三つ目の○になりますが、現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は設けておりませんが、新制度では、主にフルタイムを想定した、現行の 1 1 時間の開所時間に相当する「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の 2 区分を設定することとなります。

次に、確認制度です。新制度では、実施主体である市町村が、認可を受けた施設事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業として確認します。確認を受けた施設・事業者は、運営基準を満たすことが求められます。運営基準については、下の表に記載しましたように、4 つの分類となります。今後、この年度末までに制定される予定の政省令を踏まえ、市町村が条例として制定することとなります。

右の「今後の動き」の欄を御覧ください。定員超過の場合の取扱い、上乗せ徴収の取扱い、第三者評価の費用負担については、公定価格の中で議論されています。

認可基準について御説明します。幼保連携型認定こども園の認可基準につきましては、後ほど、資料 7 に沿ってご説明させていただきますが、具体的な職員配置基準等については、現在、公定価格の中で議論されている状況です。

地域型保育事業は、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、現行制度では定員が 19 人以下で認可外保育の範疇に該当する事業である、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を市町村による認可事業とするもので、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とするものです。小規模保育の主な認可基準については、下の表のとおりです。小規模保育事業

は保育所分園・ミニ保育所に近い類型、家庭的保育に近い類型とその中間型の3類型に分かれ、保育所に準じた基準となっています。家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の認可基準については、表にお示しするとおりです。「今後の動き」の欄のとおり、家庭的保育補助者の配置については、公定価格の中で議論されています。

また、居宅訪問型保育については、1対1の保育が基本となることから労働基準法上、その休憩時間の取扱いについて、引き続き検討が行われています。

地域子ども・子育て支援事業ですが、市町村は子ども・子育て家庭を支援する事業として、市町村計画に従って、利用者支援事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ等を実施します。主な取りまとめ事項については表のとおりですが、放課後児童クラブについては社会保障審議会児童部会の専門委員会において、その基準が検討され、国の子ども子育て会議へ報告されています。また、保護者の所得の状況に応じて、保護者が支払うべき日用品・文房具などの購入費用などに助成する、実費徴収に係る補足給付については、公定価格の中で議論されています。

最後に「公定価格・利用者負担」ですが、イメージ図でお示しするように、公費負担額と利用者負担額を合わせたものが公定価格です。「認定区分」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定されることになっており、年度末のとりまとめに向け、現在検討が進められています。

引き続き、資料7の「幼保連携型認定こども園の認可基準」についてです。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準につきましては、国の子ども・子育て会議の基準検討部会において審議され、その検討結果を踏まえて、都道府県が基準条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌する基準が近く出される予定となっています。政省令の内容は、基準検討部会で検討された内容が反映されると考えられますので、現時点において基準検討部会が出している対応方針案と、現行の認定こども園の国基準、そして愛知県条例を比較できるように表にまとめました。

表の一番左側の列に「学級編成・職員」から、その下の「設備」、裏面の「運営」、「その他」まで、国の基準検討部会で検討された項目をそれぞれ記載しています。表の一番上の行になりますが、左側に「現行国告示」とあるのは現在の認定こども園の国の基準、真ん中の「基準検討部会」は国の基準検討部会で出された対応方針案、右側の「現行愛知県条例」は現在本県の条例で定めている基準の内容です。

現行の国基準の内容と、基準検討部会の案を比較すると、まず、「学級編成・職員」の区分、「園長等の資格」という項目では、基準検討部会の案では、園長の資格が具体的になり、副園長又は教頭、いずれかの配置が求められています。それ以外につきましては、現行どおりです。なお、現行の県条例では、「職員配置基準（学級編成基準）」の項目の、短時間利用児の配置基準を30対1と、国基準より高い基準を設定しています。

次に、「設備」の区分ですが、「建物及び付属設備の一体的設置」の項目を御覧いただきますと、現行の国基準では、建物及びその付属施設は同一敷地内又は隣接地内が望ましいとされていますが、

基準検討部会の案では、同一敷地内又は隣接地内とされており、これは、現在の県条例と同様の内容です。また、「その他の設備」の項目を御覧いただきますと、新たに、手洗用設備等の設置が求められております。それ以外については、現行どおりです。現行の県条例では、乳児室の1人当たり面積を3.3㎡と、ほふく室と同基準とし、国基準より高い基準を設定しています。

裏面になりますが、「運営」の区分です。基準検討部会の案では、一番上の項目にあるような、差別的取扱い、職員の虐待等及び懲戒権限濫用の禁止や守秘義務、中ほどの項目で、苦情受付窓口の設置等の義務を明確化することとしています。「その他」の区分につきましては、基準検討部会の検討事項にはなっていませんが、既に、認定こども園法本法にこれらのことが規定されています。

今後は、政省令が出された段階で内容を確認し、関係機関の御意見をお聞きしながら、条例案について検討したいと考えています。

(後藤会長)

これについてもご質問されたいことはあると思いますが、時間の都合上割愛させていただきます。また、時間も短くなってきましたので、この場でどうしても発言されたいということがあれば、挙手お願いいたします。ないようですので、「5 その他」について事務局から何かあれば。

(事務局)

特にありません。

(後藤会長)

最後に本日の議事について、ご指摘いただくようなことがあれば、ないようですね。

委員のみなさまには本日の議事にご協力いただきありがとうございました。貴重なご意見をたくさん伺い、またみなさまのご協力をいただき、全ての議事について審議を終了することができまして、ありがとうございます。限られた時間でしたので、お気づきの点などありましたら、用紙をお使いいただき、メールかファックスで事務局まで送付ください。

事務局は、本日の内容を踏まえ、今後の計画策定等に生かしていただきたいと思います。